

企業の社会的責任に関するマテリアリティ(重要性)の 特定手法の解説

関連ガイドライン等の解説と海外企業の好事例紹介

小林 優介 Yusuke Kobayashi

CSR・環境本部 CSR 企画部

主任コンサルタント

はじめに

近年、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility 以下、CSR）について、いくつかガイドラインやフレームワーク（以下、ガイドライン等）が公表されている。具体的には、2010年11月、社会的責任に関する国際規格であるISO 26000が発行され、それをもとに、2012年3月に社会的責任に関する日本工業規格¹としてJIS Z 26000が公示された。また、2013年5月、Global Reporting Initiative²（GRI）により、G4 Sustainability Reporting Guidelinesの英語版が発行された。さらに、2013年4月にInternational Integrated Reporting Council³（IIRC）により国際統合報告フレームワークのコンサルテーションの草案が公表され、2013年12月にはバージョン1.0が公表される予定になっている。

企業は、自社の経営方針やCSR方針等に加え、これらのガイドライン等の考え方を取り入れながら、企業活動を展開することが望まれる。今後、ガイドライン等の中でも紹介されているCSRに関する「マテリアリティ(重要性)の特定」を組織の中で取組む必要性が高まってきている。近年、多くの企業がCSR報告書を発行することでステークホルダーとコミュニケーションを図っているが、東京交通短期大学の田博樹教授⁴によると、「マテリアリティ概念は、企業の有用な情報を利用者に対してわかりやすく提供するために採用されるものであり、情報利用者の意思決定に重要な影響を及ぼす情報を網羅し、情報内容に優先順位を付けることで分かりやすい報告書を作成する事を目的とする」とある。マテリアリティの特定と組織の意思決定に関する影響評価を実施し、その検討プロセスを開示することにより、よりスムーズな双方向のステークホルダー・コミュニケーションが実現すると考えられる。

そこで本稿では、G4 Sustainability Reporting Guidelines および国際統合報告フレームワーク（コンサルテーション草案）に記載されているCSRに関するマテリアリティの特定手法について紹介・解説するとともに、企業におけるマテリアリティの特定の好事例を紹介する。

¹ 日本工業規格とは工業標準化の促進を目的とする、工業標準化法に基づき制定される国家規格である。

² Global Reporting Initiative は企業等のサステナビリティ報告の枠組み提供を目的とする国際的な非営利団体である。

³ International Integrated Reporting Council は国際的に受け入れられる統合報告書のフレームワークを提供するために、投資家、企業、会計の専門家、NGO 等により構成される国際団体である。

⁴ 大田博樹、『CSR 報告書におけるマテリアリティの概念の意義と課題』、国際経営フォーラム No.20、2009、P.133-148

1. マテリアリティの特定プロセスについて

まずは、各ガイドライン等におけるマテリアリティの特定プロセスの概要を表1に示す。また、参考として、JIS Z 26000におけるマテリアリティの特定プロセスの概要を合わせて示す。G4 Sustainability Reporting Guidelines は、持続可能な開発を目標に向けた組織の経済的、環境的、社会的パフォーマンスを報告する際に、一般的に適用される枠組みである。このガイドラインに従って報告することにより、主にパフォーマンスを中心とした自社のCSR活動に関する情報を網羅的に報告することができる。一方、国際統合フレームワークは、財務情報とCSR等の非財務情報を合わせた統合報告書の報告プロセスを支援するための基本原則と基本要素を規定している。このフレームワークに従って報告することにより、自社の財務情報と非財務情報の双方について、ステークホルダーが必要とする情報を報告することができる。

表1 ガイドライン等におけるマテリアリティの特定プロセスの概要⁵

名称	G4 Sustainability Reporting Guidelines	国際統合報告フレームワーク	(参考) JIS Z 26000 ⁶
発行年月	2013年5月	2013年12月(予定)	2012年3月
マテリアリティの特定プロセスの概要	課題の特定	適合性を有する事象の特定	関連性の判断
	優先付け	重要度の評価	重要性の判断
	確認	優先付け	優先順位の決定
	見直し	重要性決定プロセスの開示	

表では、これらのガイドライン等においては「関連する課題の特定」、「優先付けのための判断基準の設定」、「優先付け」、「見直し」のプロセスによりマテリアリティを特定している。次に、各ガイドライン等における特定プロセスの詳細について、紹介・解説する。

1.1. G4 Sustainability Reporting Guidelines におけるプロセス

G4 Sustainability Reporting Guidelines におけるマテリアリティの特定プロセスを図1に示す。図1より、「ステップ1」から「ステップ3」により重要な課題・事象を特定し、CSRレポートとしてステークホルダーに報告する段階を経て、「ステップ4」により報告後の結果を次回のレポートの「ステップ1」に活用するPDCAサイクルとなっている。

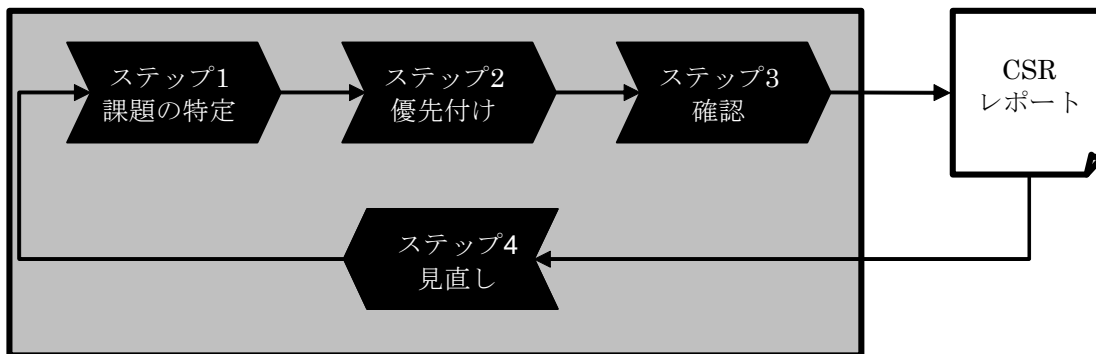


図1 マテリアリティの特定プロセスの概要⁷

⁵ 当社作成

⁶ 財団法人日本規格協会、「JIS Z 26000 (ISO26000) 社会的責任に関する手引」、2012年

⁷ G4 Sustainability Reporting Guidelines Implementation Manual P.40 をもとに当社作成

ガイドラインでは、「ステップ1 課題の特定」、「ステップ2 優先付け」、「ステップ3 確認」、「ステップ4 見直し」の各ステップについて、以下のとおり、特定手法やその際の考慮すべき点を紹介している。

表 2 G4 Sustainability Reporting Guidelines における各ステップの概要⁸

ステップ1 課題の特定 (Identification)	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を特定する際は、GRIの側面⁹や他の重要なトピック¹⁰を考慮する ・影響を及ぼす範囲を特定する ・側面と他の重要なトピックから「課題」を特定する
ステップ2 優先付け (Prioritization)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ステークホルダーによる評価と意思決定への影響度」と「経済的、環境的、社会的影響の重要性」の2軸から課題の重要度を評価する ・「ステークホルダーによる評価と意思決定への影響度」については、ステークホルダーエンゲージメント等を実施して重要度を評価する ・「経済的、環境的、社会的影響の重要性」については、影響を及ぼす可能性、影響の重大性等についてプラスとマイナスの両方の面から重要度を評価する ・ディスカッション、定性的な分析、定量的な評価等により、重要な側面を決定する ・報告水準について、重要性の低い側面は最低限の必要性を満たすよう報告し、重要性の中程度の側面は重要でないものを除外した内容を報告し、重要度の高い側面は詳細に報告する ・CSRレポートに記載する課題を、バウンダリー（報告範囲：CSRレポートでパフォーマンスを報告している会社など）と報告水準に沿って、リストにする
ステップ3 確認(Validation)	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)報告書でカバーする側面の範囲、(2)側面が影響を及ぼす対象範囲、(3)側面の情報が報告書で定めた報告期間を網羅しているかどうかを評価する ・それまで重要でないとしていた側面を確認段階で重要と判断した場合には、重要な側面に含める ・経営層は、特定された課題のリストを承認する ・開示に必要となる情報を準備する
ステップ4 見直し(Review)	<ul style="list-style-type: none"> ・CSRレポートで重要とした側面を見直す ・見直しの結果を、ステップ1の課題の特定に使う

ステップ2の優先付けについては、図2に示すとおり、「ステークホルダーによる評価と意思決定への影響度」と「経済的、環境的、社会的影響の重要性」の2軸によりマトリックス（マテリアリティマトリックス）を作成し、評価する方法を紹介している。

⁸ GRI, "G4 Sustainability Reporting Guidelines Implementation Manual", P.32-40 をもとに当社仮訳、作成

⁹ 側面とは、具体的な指標に関連する一般的な項目(エネルギー使用、児童労働、顧客など)のことを示す。

¹⁰ トピックとは、GRI レポーティングフレームワークで用いられている個々の主題を含む大きなグループのことを示す。

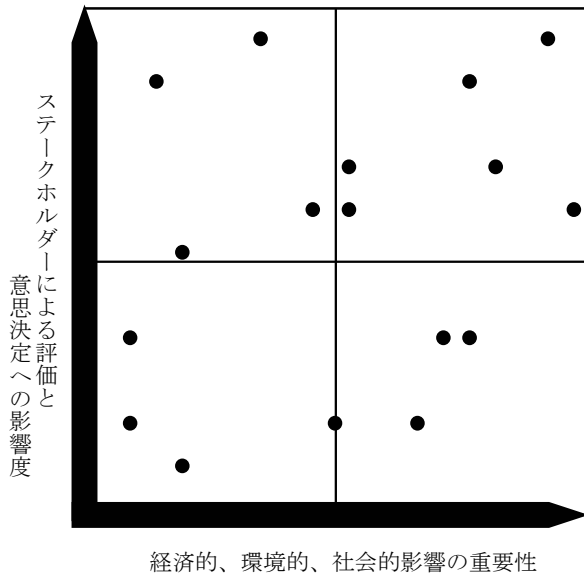


図 2 側面の優先付けの可視表現¹¹

1.2. 国際統合報告フレームワーク(コンサルテーション草案)におけるマテリアリティの特定プロセス

国際統合報告フレームワーク(コンサルテーション草案)において、重要性の決定プロセスについては図3のように紹介している。G4 Sustainability Reporting Guidelines と比較すると、「適合性を有する事象の特定」が「ステップ1 課題の特定」に対応し、「重要度の評価」と「優先付け」が「ステップ2 優先付け」に対応すると考えられる。優先付けについては、G4 Sustainability Reporting Guidelines では「経済的、環境的、社会的影響の重要性」と「ステークホルダーによる評価と意思決定への影響度」の2軸で評価している一方で、こちらでは、「影響の大きさ」と「発生可能性」の2軸で評価している。

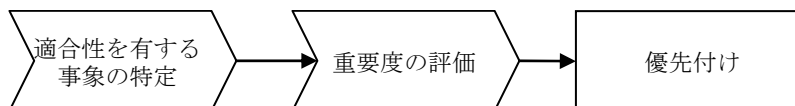


図 3 重要性(materiality)決定プロセス¹²

マテリアリティ特定プロセスの第1段階である「適合性を有する事象の特定 (Identify relevant matters)」について、国際統合報告フレームワーク(コンサルテーション草案)では、以下のように解説している。適合性を有する事象とは、自社の事業活動に関連する個別課題(例えば、廃棄物等の環境負荷の削減、積極的なワークライフバランスへの取組み、品質管理の徹底等)のことである。ここでは、事象を特定する際に、短期長期に関わらず、自社にとって関連のあるものをすべて洗い出すことがポイントである。

5.4 適合性を有する事象とは、組織の長期にわたる価値創造能力に過去又は現在において影響を与えた、又は、将来において影響を与える可能性のある事象である。これは、組織の戦略、ビジネスモデル、又は組織が利用し影響を及ぼす資本に与える影響について検討することによって決定される。

¹¹ GRI, "G4 Sustainability Reporting Guidelines Implementation Manual", P.37 をもとに当社仮訳、作成

¹² 国際統合報告フレームワーク(コンサルテーション草案)P.51 をもとに当社作成

5.5 長期的な事象を見落とさないことが重要である。短期的な解決が比較的容易であるかもしれない事象でも、確認されずに放置されれば次第にダメージを受け、時間とともに解決が難しいものとなり得る。このような事象についても、適合性を有する事象群に含められる必要がある。事象は、組織が解決を望まない、若しくは解決方法が分からないということ を理由に除外されない。

適合性を有する事象を特定したのち、自社にとって特定した事象がどれくらい重要であるかを評価する。重要度の評価 (Assess importance) については、ステークホルダーや社会に対するプラスとマイナス双方の影響の大きさや、経営へのリスクと機会の大きさ、ステークホルダーや社会からの関心の高さや懸念の高さなどが挙げられる。

5.7 大きさは、組織の戦略、ビジネスモデル、及び資本に対し長期的な影響を与える事象が組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える可能性があるほどに重要性を有するかどうかを検討することによって測定する。これは判断を必要とし、問題となる事象の性質に依存する。

重要度を評価したのち、重要な事象を特定するために優先付けを行う。優先付け (Prioritize) については、事象の取り組みにかかる費用とその効果、必要な期間、リスクの大きさとその頻度、実施の容易さ、迅速さなどから行うことが考えられる。

5.12 重要性を有する事象を特定した後、それらの事象は長期的な価値創造への既知の、又は潜在的な影響の大きさの重要度(importance)に基づいて優先付けされる。これは事象の報告方法を決定する際に最も重要な事象に焦点を当てることや、必要な場合、重要性基準を再検討し更に事象群を絞り込むことに役立つ。

国際統合報告フレームワーク (コンサルテーション草案) においては、特定した重要な事象の報告だけでなく、その特定プロセスについても、報告することを求めている。マテリアリティ (特定した重要な事象) の特定プロセスの情報開示については、以下のように解説している。

統合報告書は、以下を含む組織の重要性(materiality)決定プロセスを開示すべきである：

- ・ 適合性を有する事象の特定、及びそれらの事象を、重要性を有する事象に絞り込むプロセスを説明する(主たる報告書利用者の情報ニーズを特定した方法を示すことを含む)
- ・ 重要性を有する事象の識別と優先付けに関与する主要な人物の特定
- ・ 本プロセスにおけるガバナンスに責任を負う者の役割の特定

2. マテリアリティの特定の事例

マテリアリティの特定およびその情報開示について、英国企業である BG グループおよびドイツ企業である Daimler の 2 事例を紹介する。これら 2 つの企業では、特定したマテリアリティの結果だけでなく、その特定プロセスを開示している点で好事例と言える。また、2 企業は共通して、マテリアリティの特定にあたって

「関連する課題・事象の特定」および「『ステークホルダーからの期待度の評価』と『企業にとっての重要度の評価』による優先付け」のプロセスを経ている。以下に詳細を紹介する。

2.1. BG グループ

英国におけるガス田の開発や生産を主要業務としているBGグループでは、マテリアリティを特定する際、「ステップ1 課題の特定」、「ステップ2 重要度の評価と課題の優先付け」、「ステップ3 報告方法の決定」の3段階のプロセスを経ている。同社のマテリアリティの特定における各プロセスについて、下表に示し、これらの特定フローを図4に示す。また、図5には、優先付けに使用する、同社のマテリアリティマトリックスのイメージを示す。

BGグループのマテリアリティの特定の特徴として、関係者とのコミュニケーションならびに経営層による承認を通してマテリアリティを特定している点が挙げられる。例えば、「ステップ1 課題の特定」で投資家やNGO等の外部のステークホルダーと内部関係者に対するインタビューを実施し、「ステップ3 報告方法の決定」で上層部経営者を含む内部ワークショップを実施している。

表3 BGグループにおけるマテリアリティの特定プロセス¹³

ステップ1 課題の特定	課題を特定するために、内部文書を確認した。そして、内部関係者が考えていることと外部のステークホルダーからの意見を確認するために内部関係者へのインタビューを実施した。また、メディアに掲載されたものについて点検を行った。投資家、NGO、政府と監督機関へのインタビューを行い、BGグループのサステナビリティレポートの内容と将来どのようなレポートにすべきかについて質問した。
ステップ2 重要度の評価と課題の優先付け	課題の優先付けのために、「ステークホルダーの関心」と「自社グループの現在もしくは潜在的な重要度」を評価した。マテリアリティマトリックスのイメージは図5のとおりである。
ステップ3 報告方法の決定	報告方法の決定のために、BGグループの上層部経営者を含めた内部ワークショップにおいて、優先付けされた課題について確認した。その結果、2011年の重要な課題として、気候変動、人権、コミュニティへの影響と利益等を特定した。

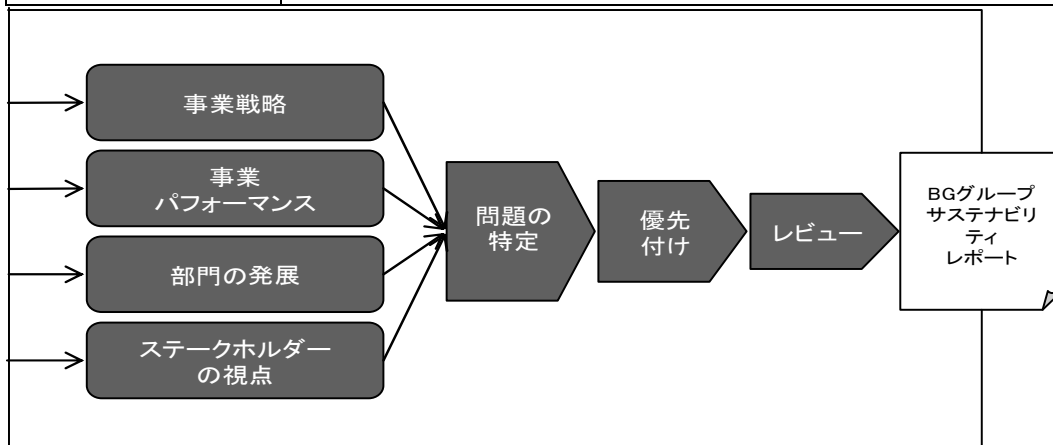


図4 BGグループにおけるマテリアリティの特定フロー¹⁴

¹³ BG Group, "Sustainability report 2011"をもとに当社仮訳、作成

¹⁴ BG Group, "Sustainability report 2011"をもとに当社仮訳、作成

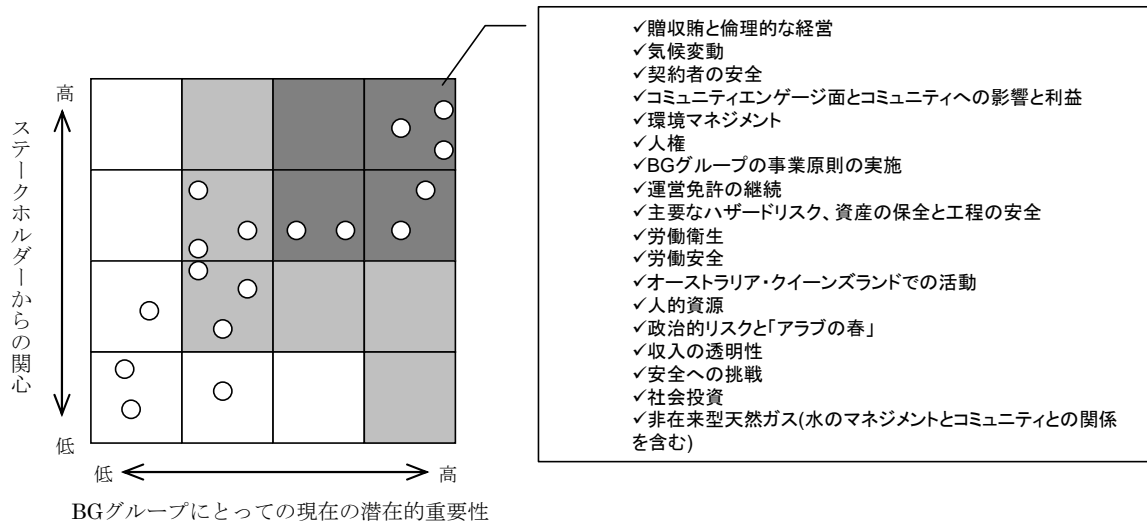


図 5 BGグループにおけるマテリアリティマトリックスのイメージ¹⁵

2.2. Daimler

ドイツの世界的自動車メーカーである Daimler では、マテリアリティを特定する際、「ステップ1 関連する課題の特定」、「ステップ2 重要度の評価」、「ステップ3 課題の優先付け」の3段階のプロセスを経ている。同社のマテリアリティの特定における各プロセスについて、下表に示し、これらの特定のフローを図6に示す。また、図7には、優先付けに使用する、同社のマテリアリティマトリックスのイメージを示す。

同社の特徴として、ステークホルダーからの期待の評価においてステークホルダーグループとの討論やステークホルダーダイアログを実施していることが挙げられる。

表 4 Daimler におけるマテリアリティの特定プロセス¹⁶

ステップ1 関連する課題の特定	関連する課題をあらかじめ特定した。
ステップ2 重要度の評価	GRI ガイドラインの一覧表、社内並びに社外の基準や規制に関して、ビジネスの中核領域である特定のサステナビリティに関連する挑戦について、方向付けを実施した。レポートの読者の調査やお客さまの調査を分析することや個々のステークホルダーグループとの討論、「サステナビリティダイアログ」によるステークホルダーからの期待を評価した。専門家部門が開催するワークショップと従業員に対する調査、ニュースと課題のマネジメント部門と社会と技術の調査グループからの分析による調査に基づき、自社の最も関心のあることを評価した。
ステップ3 課題の優先付け	ステークホルダーの観点と会社の観点からの問題のフィルタリングを実施し、課題の優先付けを行った。

¹⁵ BG Group, "Sustainability report 2011"をもとに著者仮訳、作成

¹⁶ BG Group, "Sustainability report 2011"をもとに著者仮訳、作成

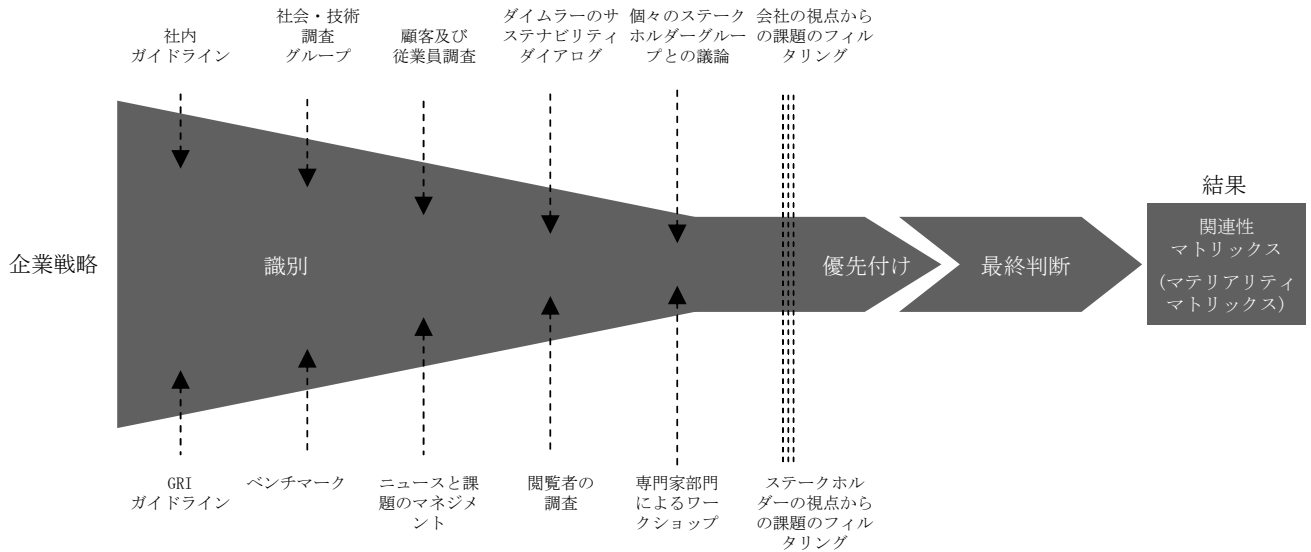


図 6 Daimler におけるマテリアリティの特定フロー¹⁷
ステークホルダーにとっての重要性

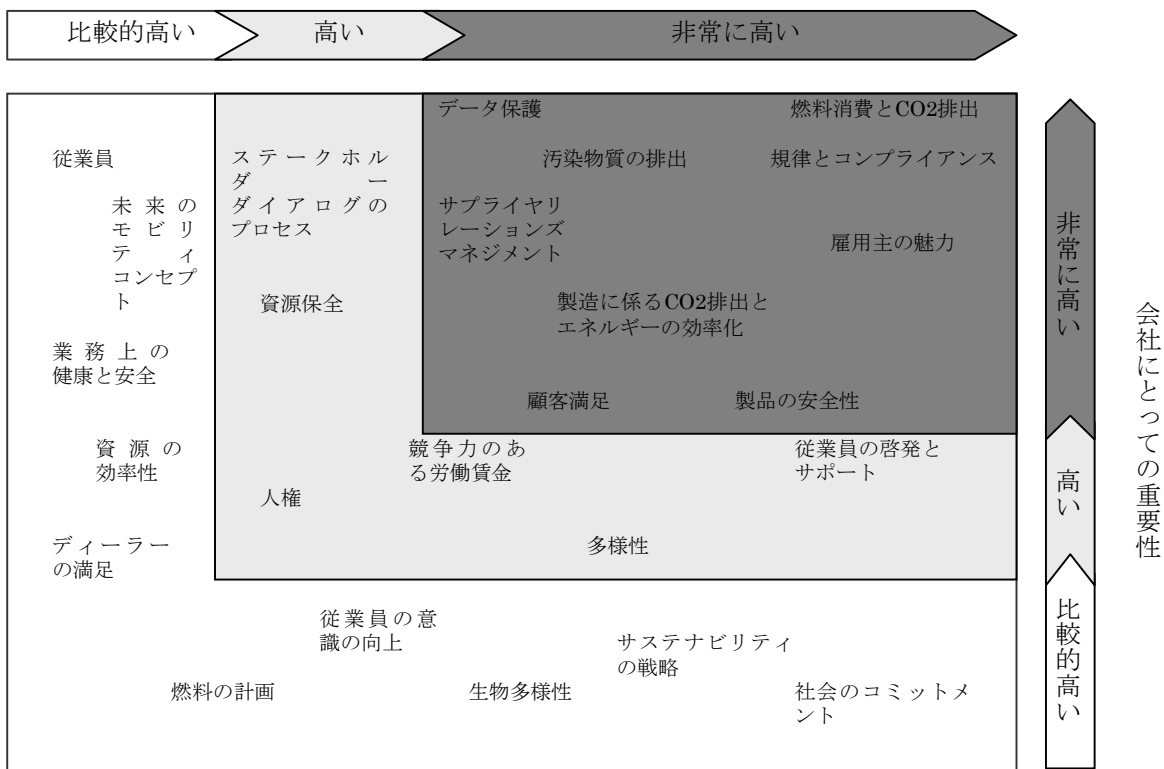


図 7 Daimler におけるマテリアリティマトリックス¹⁸

おわりに

企業がステークホルダーに対して CSR 情報を開示する際には、活動内容を網羅的に開示するだけでなく、マテリアリティの開示が重要である。G4 Sustainability Reporting Guidelines において、CSR レポートにおける報告書内容の確定に関する原則として、ステークホルダーの包含性、持続可能性の状況、重要性、網羅性の 4 項目を挙げていることから、このことが言える。さらには、その特定プロセスについても開示すること

¹⁷ Daimler、"Facts on Sustainability 2011"、P.10 をもとに当社仮訳、作成

¹⁸ Daimler、"Facts on Sustainability 2011" P.11 をもとに当社仮訳、作成

により、ステークホルダーに対し適切な情報提供ができるとともに信頼性の高い情報開示が実現すると考えられる。その際は、本稿で取り上げたガイドライン等や先進事例等を参考にしつつ、戦略的な情報開示を検討していくことが望ましい。

参考文献

- Global Reporting Initiative、”G4 Sustainability Reporting Guidelines Implementation Manual”、2013年、
<https://www.globalreporting.org/resourcelibrary/GRIG4-Part2-Implementation-Manual.pdf>、アクセス日：(2013-8-22)
- International Integrated Reporting Council、”国際統合報告フレームワーク(コンサルテーション草案)”、2013年、
<http://www.theiirc.org/wp-content/uploads/2013/05/Consultation-Draft-of-the-InternationalIRFramework-Japanese.pdf>、
 (アクセス日：2013-8-22)
- BG Group、”Sustainability report 2011”、2011年、
http://www.bg-group.com/sustainability11/Documents/3.%20Additional%20Information/BG_SR11_04_Management%20approach.pdf、(アクセス日：2013-8-28)
- Daimler、”Facts on Sustainability 2011”、2011年、
http://sustainability.daimler.com/daimler/annual/2011/nb/English/pdf/DAI_2011_sustainability_en.pdf、
 (アクセス日：2013-8-23)

執筆者紹介

小林 優介 Yusuke Kobayashi

CSR・環境本部 CSR 企画部

主任コンサルタント

博士(工学)

専門は、CSR、リスクマネジメント、地理空間情報科学(GIS)など

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントについて

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社は、株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社を中核会社とする NKSJ グループのリスクコンサルティング会社です。全社的リスクマネジメント(ERM)、事業継続(BCM・BCP)、火災・爆発事故、自然災害、CSR・環境、セキュリティ、製造物責任(PL)、労働災害、医療・介護安全および自動車事故防止などに関するコンサルティング・サービスを提供しています。

詳しくは、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントのウェブサイト(<http://www.sjnk-rm.co.jp/>)をご覧ください。

本レポートに関するお問い合わせ先

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社

CSR・環境本部 CSR 企画部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL：03-3349-6828(直通)